

社会福祉法人 南山城学園 介護老人保健施設 煌(きらめき)

別紙 施設サービス 料金表 (2020年7月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただきます。

(1)介護サービス利用料

* ユニット型介護保険施設サービス費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス 利用料金	1割負担	利用料30日	2割負担	利用料30日	備考
要介護1	8375円/日	838 円	25140 円	1675 円	50250 円	
要介護2	9126円/日	913 円	27390 円	1826 円	54780 円	
要介護3	9754円/日	976 円	29280 円	1951 円	58530 円	
要介護4	10332円/日	1034 円	31020 円	2067 円	62010 円	
要介護5	10890円/日	1089 円	32670 円	2178 円	65340 円	

(2)介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス 利用料金	1割負担	利用料 30日	2割負担	利用料 30日	備考
初期加算	304円/日	30.4 円	912 円	61 円	1830 円	入所日より30日間
外泊加算	3670円/日	367 円	円	734 円	円	算定は月6日を限度とします。但し、外泊の初日及び最終日については算定されません。また、外泊算定日は施設サービス費及び初期加算は算定されません。
外泊時在宅サービス を利用した時の費用	8112円/日	812 円	円	1623 円	円	居宅での外泊する際、介護老人保健施設が提供している在宅サービスを利用した場合、月6回を限度として算定します。
退所時指導加算	4056円/回	406 円	円	円	円	利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に入所者一人につき1回を限度として算定します。
退所時情報提供加算	5070円/回	507 円	円	円	円	利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文章を添えて、利用者の紹介を行った場合に算定します。
退所前連携加算	5070円/回	507 円	円	円	円	利用者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、利用者が希望する居宅介護支援事業所に対し、利用者の診療状況を示す文書を添え、利用者の紹介を行った場合に算定します。
かかりつけ医 連携薬剤調整加算	1268円/回	127 円	円	254 円	円	多剤投与とされている方に対して介護老人保健施設医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合に算定します。
排せつ支援加算	1014円/月	円	102円	円	203 円	排泄障害を有する入所者の方に対して多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づいた支援を行った場合に算定されます。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	4867円/日	487 円	円	974 円	円	肺炎、尿路感染症、带状疱疹に対して施設が投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月1回、連続7日を限度に算定する。
短期集中リハビリテーション 実施加算	2433円/日	243 円	円	487 円	円	入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、リハビリテーションを行った日について加算します。
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算	2433円/日	243 円	円	487 円	円	認知症で且つリハビリによって生活機能の改善が見込まれる方に対し、入所の日から起算して3月を限度に集中的にリハビリテーションを行った場合、リハビリテーションを行った日について加算します。
若年性認知症入所者受入加算	1216円/日	121.6 円	3648 円	244 円	7320 円	若年性認知症の方に対して介護保険施設サービスを行った場合に加算します。
栄養マネジメント加算	141円/日	14.1 円	423 円	28.4 円	852 円	利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントが行われた場合に加算します。
低栄養リスク改善加算	3042円/月	円	305 円	円	609 円	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、食事観察を経て、低栄養の改善に努めた場合に算定されます。
経口維持加算(Ⅰ)	4056円/月	円	406 円	円	812 円	経口により食事を摂取し、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者について医師の指示に基づいて継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行う場合に6月を限度とし加算します。
経口維持加算(Ⅱ)	1012円/月	円	102 円	円	204 円	継続して経口摂取が出来るよう、必要な体制を整えている場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて算定されます。

経口移行加算	283円/日	29 円	870 円	57 円	1710 円	経管により食事摂取をしている利用者が経口による食事の摂取できるよう計画を作成し、栄養管理と支援を行った場合、180日を限度に算定されます。
再入所栄養連携加算	4056円/回	406 円		812 円		入院により以前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設と病院の管理栄養士が連携して再入所後の栄養管理を行った場合に算定されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算	345円/回	35 円	1050 円	69 円	2070 円	在宅復帰に関して高い機能を有する場合に加算算定されます。
療養食加算	61円/回	6.0 円	540 円	13 円	1170 円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食につき先の単位数が加算します。
褥瘡マネジメント加算	102円/月		11円		21 円	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的な管理を行った場合に3月に1度算定されます。
夜勤職員配置加算	243円/日	24.3 円	729 円	49 円	1470 円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。
サービス体制強化加算(Ⅰ)口	121円/日	12.1 円	363 円	25 円	750 円	介護に従事している職員の内、介護福祉士の資格取得者が50%を超えている場合に加算します。
口腔衛生管理体制加算	304円/回		31 円		61 円	歯科医師又は歯科衛生士による技術的助言・指導に基づき作成された口腔ケアの実施計画をもとに口腔ケアをおこなった場合月1回所定の単位数が算定されます。
口腔衛生管理加算	913円/日		92 円		183 円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対して、口腔ケアを月2回行った場合に月1回所定の単位数が算定されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に3.9%を乗じた額					介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。
特別処遇改善加算(Ⅱ)	上記サービス費、加算合計に1.7%を乗じた額					経験・技能のある介護福祉士を中心に処遇改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます

* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3) その他の利用料

項目	利用料 1日	利用料 30日	備考
居住費	1,970 円	59,100 円	居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円	69,600 円	※4階特別室ご利用の場合に発生します。 (居住費＋特別室料＝合計¥4,290)
食費	1,500 円	45,000 円	食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円		3～4カ月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円	4,500 円	
テレビレンタル料	100 円	3,000 円	
教養娯楽費	50 円	1,500 円	
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい		
理髪料	* 業者と個人との契約となります		
領収書再発行	110 円		療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円		外部受診をされる時に施設医師が紹介状を発行した場合の発行手数料です。
文書料(健康診断書等)	3,300 円		診断書作成における検査については、項目に応じて別途費用が発生致します。
文書料(死亡診断書)	5,500 円		

* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい

別紙 短期入所療養介護サービス 料金表 (2020年7月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただきます。

(1) 介護サービス利用料

* ユニット型介護保険施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス利用料金	1割負担	2割負担	備考
要介護1	8923円/日	892 円	1785 円	
要介護2	9673円/日	967 円	1935 円	
要介護3	10302円/日	1030 円	2060 円	
要介護4	10870円/日	1087 円	2174 円	
要介護5	11437円/日	1144 円	2288 円	

(2) 介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス利用料金	1割負担	2割負担	備考
送迎加算	1,865円/片道	186 円	373 円	
療養食加算	82円/回	9.0 円	17 円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食にあたり左記の加算を算定します。
夜勤職員配置加算	243円/日	24.3 円	49 円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。
サービス体制強化加算(Ⅰ)口	121円/日	12.1 円	25 円	介護に従事している職員の内、介護福祉士の資格取得者が50%を超えている場合に加算します。
個別リハビリテーション実施加算	2,433円/日	243 円	487 円	PT、OTが個別にリハビリを実施した場合に加算します。
重度療養管理	1,216円/日	122 円	244 円	要介護4、5の方で常時頻回の喀痰吸引の実施や胃瘻による経管栄養等が必要な方に計画的な医学管理と必要な処置を行った場合に加算します。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に3.9%を乗じた額			介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。
特別処遇改善加算(Ⅱ)	上記サービス費、加算合計に1.7%を乗じた額			経験・技能のある介護福祉士を中心に処遇改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます

* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3) その他の利用料

項目	利用料 1日	備考
居住費	1,970 円	居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円	※4階特別室ご利用の場合に発生します。 (居住費+特別室料=合計¥4,290)
食費	1,500 円	食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円	3~4か月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円	
テレビレンタル料	100 円	
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい	
理髪料	* 業者と個人とでの契約となります	
領収書再発行	110 円	療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円	外部受診をされる時に施設医師が紹介状を発行した場合の発行手数料です。

* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい

別紙 介護予防短期入所療養介護サービス 料金表 (2020年7月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただきます。

(1) 介護サービス利用料

* ユニット型介護保険施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス 利用料金	1割負担		2割負担		備考
要支援1	6773円/日	677 円		1,355 円		
要支援2	8375円/日	838 円		1,675 円		

(2) 介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス 利用料金	1割負担		2割負担		備考
送迎加算	1,865円/ 片道	186 円		373 円		
療養食加算	82円/回	9.0 円		17 円		医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食にあたり左記の加算を算定します。
夜勤職員配置加算	243円/日	24.3 円		49 円		厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。
サービス体制強化加算(Ⅰ)ロ	121円/日	12.1 円		25 円		介護に従事している職員の内、介護福祉士の資格取得者が50%を超えている場合に加算します。
個別リハビリテーション実施加算	2,433円/日	243 円		487 円		PT、OTが個別にリハビリを実施した場合に加算します。
重度療養管理	1,216円/日	122 円		244 円		要介護4、5の方で常時頻回の喀痰吸引の実施や胃瘻による経管栄養等が必要な方に計画的な医学管理と必要な処置を行った場合に加算します。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に3.9%を乗じた額					介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。
特別処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に1.7%を乗じた額					経験・技能のある介護福祉士を中心に処遇改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます

* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3) その他の利用料

項目	利用料 1日		備考
居住費	1,970 円		居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円		※4階特別室ご利用の場合に発生します。 (居住費+特別室料=合計¥4,290)
食費	1,500 円		食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円		3~4か月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円		
テレビレンタル料	100 円		
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい		
理髪料	* 業者と個人との契約となります		
領収書再発行	110 円		療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円		外部受診をされる時に施設医師が紹介状を発行した場合の発行手数料です。

* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい

社会福祉法人 南山城学園 介護老人保健施設 煌(きらめき)

別紙 施設サービス 料金表 (2020年7月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただきます。

(1)介護サービス利用料

* ユニット型介護保険施設サービス費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス 利用料金	3割負担	利用料30日			備考
要介護1	8375円/日	2513 円	75390 円			
要介護2	9126円/日	2738 円	82140 円			
要介護3	9754円/日	2927 円	87810 円			
要介護4	10332円/日	3100 円	93000 円			
要介護5	10890円/日	3267 円	98010 円			

(2)介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス 利用料金	3割負担	利用料 30日			備考
初期加算	304円/日	91 円	2730 円			入所日より30日間
外泊加算	3670円/日	1101 円	円			算定は月6日を限度とします。但し、外泊の初日及び最終日については算定されません。また、外泊算定日は施設サービス費及び初期加算は算定されません。
外泊時在宅サービス を利用した時の費用	8112円/日	2433 円				居宅での外泊する際、介護老人保健施設が提供している在宅サービスを利用した場合、月6回を限度として算定します。
退所時指導加算	4056円/回	1216 円	円			利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に入所者一人につき1回を限度として算定します。
退所時情報提供加算	5070円/回	1521 円	円			利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文章を添えて、利用者の紹介を行った場合に算定します。
退所前連携加算	5070円/回	1521 円	円			利用者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、利用者が希望する居宅介護支援事業所に対し、利用者の診療状況を示す文書を添え、利用者の紹介を行った場合に算定します。
かかりつけ医 連携薬剤調整加算	1268円/回	380 円				多剤投与とされている方に対して介護老人保健施設医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合に算定します。
排せつ支援加算	1014円/月		304 円			排泄障害を有する入所者の方に対して多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づいた支援を行った場合に算定されます。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	4867円/日	1461 円	円			肺炎、尿路感染症、带状疱疹に対して施設が投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月1回、連続7日を限度に算定する。
短期集中リハビリテーション 実施加算	2433円/日	729 円	円			入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、リハビリテーションを行った日について加算します。
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算	2433円/日	729 円	円			認知症で且つリハビリによって生活機能の改善が見込まれる方に対し、入所の日から起算して3月を限度に集中的にリハビリテーションを行った場合、リハビリテーションを行った日について加算します。
若年性認知症入所者受入加算	1216円/日	364 円	10920 円			若年性認知症の方に対して介護保険施設サービスを行った場合に加算します。
栄養マネジメント加算	141円/日	42 円	1260 円			利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントが行われた場合に加算します。
低栄養リスク改善加算	3042円/月		912 円			低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、食事観察を経て、低栄養の改善に努めた場合に算定されます。
経口維持加算(Ⅰ)	4056円/月	円	1216 円			経口により食事を摂取し、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者について医師の指示に基づいて継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行う場合に6月を限度とし加算します。
経口維持加算(Ⅱ)	1012円/月	円	304 円			継続して経口摂取が出来るよう、必要な体制を整えている場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて算定されます。

経口移行加算	283円/日	84 円	2520 円		経管により食事摂取をしている利用者が経口による食事の摂取できるよう計画を作成し、栄養管理と支援を行った場合、180日を限度に算定されます。
再入所栄養連携加算	4056円/回	1216 円			入院により以前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設と病院の管理栄養士が連携して再入所後の栄養管理を行った場合に算定されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算	345円/回	103 円	1050 円		在宅復帰に関して高い機能を有する場合に加算算定されます。
療養食加算	61円/回	18 円	1647 円		医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食につき先の単位数が加算します。
褥瘡マネジメント加算	102円/月		30円		褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的な管理を行った場合に3月に1度算定されます。
夜勤職員配置加算	243円/日	73 円	2187 円		厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。
サービス体制強化加算(Ⅰ)口	121円/日	36 円	1089 円		介護に従事している職員の内、介護福祉士の資格取得者が50%を超えている場合に加算します。
口腔衛生管理体制加算	304円/回		91 円		歯科医師又は歯科衛生士による技術的助言・指導に基づき作成された口腔ケアの実施計画をもとに口腔ケアをおこなった場合月1回所定の単位数が算定されます。
口腔衛生管理加算	913円/日		273 円		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対して、口腔ケアを月2回行った場合に月1回所定の単位数が算定されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に3.9%を乗じた額				介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。
特別処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に1.7%を乗じた額				経験・技能のある介護福祉士を中心に処遇改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。

* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3) その他の利用料

項目	利用料 1日	利用料 30日	備考
居住費	1970 円	59100 円	居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2320 円	69600 円	※4階特別室ご利用の場合に発生します。 (居住費＋特別室料＝合計¥4,290)
食費	1500 円	45000 円	食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円		3～4カ月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円	4500 円	
テレビレンタル料	100 円	3000 円	
教養娯楽費	50 円	1500 円	
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい		
理髪料	* 業者と個人との契約となります		
領収書再発行	110 円		療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2200 円		外部受診をされる時に施設医師が紹介状を発行した場合の発行手数料です。
文書料(健康診断書等)	3300 円		診断書作成における検査については、項目に応じて別途費用が発生致します。
文書料(死亡診断書)	5500 円		

* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい

別紙 短期入所療養介護サービス 料金表 (2020年7月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただきます。

(1) 介護サービス利用料

* ユニット型介護保険施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス利用料金	3割負担				備考
要介護1	8923円/日	2,677 円				
要介護2	9673円/日	2,902 円				
要介護3	10302円/日	3,091 円				
要介護4	10870円/日	3,261 円				
要介護5	11437円/日	3,431 円				

(2) 介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス利用料金	3割負担				備考
送迎加算	1,865円/片道	559 円				
療養食加算	82円/回	23.0 円				医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食にあたり左記の加算を算定します。
夜勤職員配置加算	243円/日	72.9 円				厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。
サービス体制強化加算(Ⅰ)口	121円/日	36.3 円				介護に従事している職員の内、介護福祉士の資格取得者が50%を超えている場合に加算します。
個別リハビリテーション実施加算	2,433円/日	729 円				PT、OTが個別にリハビリを実施した場合に加算します。
重度療養管理	1,216円/日	364 円				要介護4、5の方で常時頻回の喀痰吸引の実施や胃瘻による経管栄養等が必要な方に計画的な医学管理と必要な処置を行った場合に加算します。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に3.9%を乗じた額					介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。
特別処遇改善加算(Ⅱ)	上記サービス費、加算合計に1.7%を乗じた額					経験・技能のある介護福祉士を中心に処遇改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます

* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3) その他の利用料

項目	利用料 1日		備考
居住費	1,970 円		居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円		※4階特別室ご利用の場合に発生します。 (居住費+特別室料=合計¥4,290)
食費	1,500 円		食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円		3~4か月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円		
テレビレンタル料	100 円		
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい		
理髪料	* 業者と個人との契約となります		
領収書再発行	110 円		療養費請求書兼領収書の再発行人手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円		外部受診をされる時に施設医師が紹介状を発行した場合の発行人手数料です。

* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい